

高岡市地域防災計画（風水害・土砂災害・火災対策編）改定案に係る新旧対照表

旧（現行）	新（修正案）	備考
凡例：<u>下線</u> 修正箇所 高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災対策編 修正案 令和<u>4</u>年<u>10</u>月改定		
	高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災対策編 令和<u>5</u>年__月改定	

第 1 章 災害予防計画		
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）		
第 4 その他の防災対策		
1 要配慮者への配慮 (略) (新設) 市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等</u>の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (新設)		県地域防災計画の改定に伴う新設
第 3 節 防災知識の普及及び訓練		
(略) <対策の方針（達成目標）> (新設) (略)		
第 1 防災教育		
2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 イ 普及内容 【災害に関する内容】 (略) ・(新設)		字句修正
第 1 章 災害予防計画		
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）		
第 4 その他の防災対策		
1 要配慮者への配慮 (略) <u>近年、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。</u> 市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、<u>これら</u>の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策 <u>男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。</u>		県地域防災計画の改定に伴う新設
第 3 節 防災知識の普及及び訓練		
(略) <対策の方針（達成目標）> <u>国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u> (略)		国防災基本計画の修正に伴う新設
第 1 防災教育		
2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 イ 普及内容 【災害に関する内容】 (略) ・<u>マイ・タイムライン（自分自身の防災行動計画）の作成</u>		県地域防災計画の改定に伴う新設

(5) 関係機関における防災教育・訓練 (略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、「<u>屋内</u>安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第2 防災訓練 (新設) 第4節 災害に強いまちづくり 第1 災害に強いまちづくり 2 風水害に強いまちづくり (略) また、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討 <u>(追加) することとし、(追加) その</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 第3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保 (略) (新設)	(5) 関係機関における防災教育・訓練 (略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、「<u>緊急</u>安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第2 防災訓練 3 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用 <u>国、県及び市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u> 第4節 災害に強いまちづくり 第1 災害に強いまちづくり 2 風水害に強いまちづくり <u>県及び市は</u>、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討 <u>するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 第3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保 (略) <u>国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u>	国防災基本計画の修正に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う新設 国防災基本計画の修正に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う新設
--	---	---

第 8 節 避難所事前対策		
第 1 避難所の指定等		
2 避難所の設置基準		
(3) 福祉避難所		
市は、 <u>要配慮者の障害の程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合には、必要性の高い者から優先的に移送する二次的な避難所として、福祉避難所を指定する。(追加)</u>		国防災基本計画の修正に伴う修正
<u>(新設)</u>		震災・津波対策編の記載に合せて新設
5 避難所設備の整備		
(1) 避難所		
オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家 <u>(追加)</u> 等との定期的な情報交換に努める。		国防災基本計画の修正に伴う修正
(2) 福祉避難所		
<u>エ (追加)</u>		国防災基本計画の修正に伴う新
<u>オ</u> その他必要と考えられる施設		
第 10 節 要配慮者の安全確保		
第 1 要配慮者の支援体制の構築		
3 県の取り組み		
(4) 外国人の安全確保対策		
(略)		
<u>(新設)</u>		国防災基本計画の修正に伴う新設
第 8 節 避難所事前対策		
第 1 避難所の指定等		
2 避難所の設置基準		
(3) 福祉避難所		
市は、 <u>一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>		
<u>また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u>		
<u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>		
5 避難所設備の整備		
(1) 避難所		
オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家、 <u>N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア</u> 等との定期的な情報交換に努める。		国防災基本計画の修正に伴う修正
(2) 福祉避難所		
<u>エ 人口呼吸器や吸引器等の医療機器にかかる電源設備</u>		国防災基本計画の修正に伴う新
<u>オ</u> その他必要と考えられる施設		
第 10 節 要配慮者の安全確保		
第 1 要配慮者の支援体制の構築		
3 県の取り組み		
(4) 外国人の安全確保対策		
(略)		
<u>県及び市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</u>		国防災基本計画の修正に伴う新設

第 13 節 医療救護体制の整備 第 2 災害時における医療体制 4 医療品、血液の供給体制 (1) 医薬品等の確保 ウ 家庭常備薬の避難所への配置 県及び市は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬を予め避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 第 16 節 土砂災害予防 第 1 土砂災害予防に関する取り組み 4 安全対策の推進 (新設) 第 17 節 河川・海岸災害予防 第 1 施設の整備 3 洪水への減災対策 (4) 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備 市は、地下街等及び要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報、特別警戒水位到達情報を防災行政無線、コミュニティFM緊急割り込み放送、緊急告知ラジオを用い伝達する。 第 32 節 廃棄物処理体制の整備 第 1 計画の策定等 3 市の取り組み (4) 協力体制の整備 (略) (追加) また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、(追加) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。	第 13 節 医療救護体制の整備 第 2 災害時における医療体制 4 医療品、血液の供給体制 (1) 医薬品等の確保 ウ 家庭常備薬の避難所への配置 県及び市は、(削除) 各家庭において (削除) 日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 第 16 節 土砂災害予防 第 1 土砂災害予防に関する取り組み 4 安全対策の推進 セ 県は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 第 17 節 河川・海岸災害予防 第 1 施設の整備 3 洪水への減災対策 (4) 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備 市は、地下街等及び要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報、氾濫危険水位到達情報を防災行政無線、コミュニティFM緊急割り込み放送、緊急告知ラジオを用い伝達する。 第 32 節 廃棄物処理体制の整備 第 1 計画の策定等 3 市の取り組み (4) 協力体制の整備 (略) 国、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）及び地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。	県及び市で家庭常備薬を避難所に配置していないため 国防災基本計画の修正に伴う新設 水防法との整合を図る。また氾濫危険水位の語が一般化しているため 国防災基本計画の修正に伴う修正
--	---	--

第 33 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保	第 33 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保													
(略) <対策の方針（達成目標）> (略) 市は、県と連携し、災害備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を各小学校へ分散備蓄するとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間事業者等と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、又は、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。<u>(追加)</u> (略)	(略) <対策の方針（達成目標）> (略) 市は、県と連携し、災害備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を各小学校へ分散備蓄するとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間事業者等と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、又は、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性及び子どもにも配慮する。</u> (略)	国防災基本計画の修正に伴う修正												
第 1 体制の整備	第 1 体制の整備													
4 市の取り組み	4 市の取り組み													
<u>(新設)</u>	<u>(2) 停電時における施設・設備の機能確保</u>	国防災基本計画の修正に伴う新設												
	<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。</u>													
	<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u>													
<u>(2)</u> 備蓄に関する住民への普及啓発	<u>(3)</u> 備蓄に関する住民への普及啓発													
(略)	(略)													
第 2 備蓄の実施	第 2 備蓄の実施													
1 備蓄箇所	1 備蓄箇所													
<table><tr><td>内容、種別</td><td>備蓄箇所</td></tr><tr><td>集中備蓄</td><td>市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター</td></tr><tr><td>分散備蓄</td><td>各校下の拠点避難所等 <u>(31)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）</td></tr></table>	内容、種別	備蓄箇所	集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター	分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(31)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）	<table><tr><td>内容、種別</td><td>備蓄箇所</td></tr><tr><td>分散備蓄</td><td>各校下の拠点避難所等 <u>(29)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）</td></tr><tr><td>集中備蓄</td><td>市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター</td></tr></table>	内容、種別	備蓄箇所	分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(29)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）	集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター	高岡市災害備蓄計画の改正に伴う修正
内容、種別	備蓄箇所													
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター													
分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(31)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）													
内容、種別	備蓄箇所													
分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(29)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）													
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター													
なお、 <u>(追加)</u> 災害時の備蓄の充実を図るため、市は災害備蓄計画を策定する。策定に当たっては、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。	なお、 <u>邑知潟断層帯の地震の被害想定及び地震の被災都市の教訓</u> などを勘案し、災害時の備蓄の充実を図るため、市は災害備蓄計画を策定する。策定に当たっては、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。													

第 34 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育	第 34 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育	
第 2 防災教育等	第 2 防災教育等	
1 防災教育の実施 (2) 児童生徒に対する防災教育 (略) (新設)	1 防災教育の実施 (2) 児童生徒に対する防災教育 (略) 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。	消防地416号令和 3 年12月1日付「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき新設
第 36 節 ボランティア活動の推進	第 36 節 ボランティア活動の推進	
<対策の方針（達成目標）> (新設) (略)	<対策の方針（達成目標）> 国、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (略)	国防災基本計画の修正に伴う新設
第 2 章 災害応急対策計画	第 2 章 災害応急対策計画	
第 1 節 災害対策本部の組織・運営	第 1 節 災害対策本部の組織・運営	
第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準	第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準	
1 災害対策本部等の設置 本部事務局 (略) 秘書課広報広聴室 3 災害対策本部等の組織及び運営 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、(略) 広報広聴室、(略) を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。	1 災害対策本部等の設置 本部事務局 (略) 広報発信課 3 災害対策本部等の組織及び運営 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、(略) 広報発信課、(略) を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。	市機構改革による修正 市機構改革による修正

第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制		
第 1 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等		
4 派遣要請の内容		
(2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等		
救援活動区分	内 容	
(略)	(略)	
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。(緊急を要し、他に適 当な手段がない場合)	
(新設)		
⑩救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総 理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生 活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の 保安措置及び除去を行う。	
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについ て、所要の措置をとる。	
⑬予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、 その被害を未然に防止するための措置を実施する。	
第 4 節 災害情報の収集・伝達		
第 4 被害情報等の収集・伝達方法		
2 被害情報等の伝達手段		
〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉		
伝達先・伝達手段		市担当部署
(略)		(略)
②広報車	広報車	秘書課 (広報広聴室)
	その他の車両	管財契約課
③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	地域安全課
	消防団	消防本部警防課
(略)	(略)	(略)
⑦インターネット	H P、携帯H P、ツイッター等	秘書課 (広報広聴室) 危機管理課
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	秘書課 (広報広聴室)
	ラジオ局	秘書課 (広報広聴室)
(略)	(略)	(略)
⑫その他	防災情報メール配信、緊急速報メ ール、Lアラート、一斉 FAX 登録 者 (要配慮者施設)	秘書課 (広報広聴室) 危機管理課

第 3 節 自衛隊派遣の要請・受入体制		
第 1 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等		
4 派遣要請の内容		
(2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等		
救援活動区分	内 容	
(略)	(略)	
⑨給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。(緊急を要し、他に適 当な手段がない場合)	
⑩入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	
⑪救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総 理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生 活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	
⑫危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の 保安措置及び除去を行う。	
⑬その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについ て、所要の措置をとる。	
⑭予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、 その被害を未然に防止するための措置を実施する。	
第 4 節 災害情報の収集・伝達		
第 4 被害情報等の収集・伝達方法		
2 被害情報等の伝達手段		
〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉		
伝達先・伝達手段		市担当部署
(略)		(略)
②広報車	広報車	広報発信課
	その他の車両	管財契約課
③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	市民生活課
	消防団	消防本部警防課
(略)	(略)	(略)
⑦インターネット	H P、携帯H P、LINE等	広報発信課 危機管理課
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	広報発信課
	ラジオ局	広報発信課
(略)	(略)	(略)
⑫その他	防災情報メール配信、緊急速報メ ール、Lアラート、一斉 FAX 登録 者 (要配慮者施設)	広報発信課 危機管理課

国防災基本計画の修
正に伴う修正・新設

市機構改革による修
正

多くの登録者にプッ
シュ通知で迅速に伝
達できるため

第 6 水防法に基づく水害に係る水防警報 国土交通大臣又は知事は、洪水、高潮により市民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について、水防警報を発表する。 第 5 節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達 第 1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 1 注意報の種類及び発表基準 (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、(追加) 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、高岡市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」(追加) 等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（西部北）を用い（追加） する場合がある。 (新設)	第 6 水防法に基づく水害に係る水防警報 国土交通大臣又は知事は、洪水、高潮により市民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川等について、水防警報を発表する。 第 5 節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達 第 1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 1 注意報の種類及び発表基準 (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、高岡市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（西部北）が用いられる場合がある。 (3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等） <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="5">土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。</td></tr><tr><td>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</td></tr><tr><td>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。</td></tr><tr><td>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</td></tr><tr><td></td><td>短時間強雨による浸水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。</td></tr></table> 語句修正 現状に合わせて修正 現状に合わせて新設	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。		短時間強雨による浸水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。
種 類	概 要										
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。										
	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。										
	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。										
	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。										
	・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。										
	短時間強雨による浸水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。										

<u>（新設）</u>	<u>（5） 富山県気象情報（富山地方気象台）</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u> <u>大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。</u> <u>「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。</u>	現状に合わせて新設
<u>（新設）</u>	<u>（6） 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）</u> <u>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台が共同で発表する。</u> <u>市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	現状に合わせて新設
<u>（新設）</u>	<u>（7） 記録的短時間大雨情報（気象庁）</u> <u>県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、警報の「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。</u>	現状に合わせて新設
<u>（新設）</u>	<u>（8） 竜巻注意情報（気象庁）</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部）で発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</u>	現状に合わせて新設

(新設)	(9) 指定河川洪水予報（富山地方気象台、富山河川国道事務所）		現状に合わせて新設													
	河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。 また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。															
	<table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>		種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	現状に合わせて新設
種 類	標 題	概 要														
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。														
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。														
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。														
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。														

第2水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準 1水防警報の発表及び洪水予報の発表 (2)洪水予報の発表 ア(略) <u>イ知事は、洪水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を直ちに水防管理者等に通知する。</u> 第3水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 1特別警戒水位到達情報の通知及び周知 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位(追加)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係する市長へその旨を通知するとともに一般に周知する。(追加) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位(追加)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。(新設) 第4伝達体制 1伝達体制 (3)特別警戒水位到達情報の伝達 特別警戒水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。 2非常時の伝達体制 <table><tr><td>伝達機関</td><td>関係機関措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社 (施設指令、(追加))</td><td>連絡員派遣</td></tr></table> 第9節住民等避難対策 第1避難指示の発令 1避難情報の実施者 (略)	伝達機関	関係機関措置	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 (施設指令、(追加))	連絡員派遣	第2水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準 1水防警報の発表及び洪水予報の発表 (2)洪水予報の発表 ア(略) (削除) 第3水防法に基づく氾濫危険水位到達情報の通知基準 1氾濫危険水位到達情報の通知及び周知 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係する市長へその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は、通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。<u>上記の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</u> 第4伝達体制 1伝達体制 (3)氾濫危険水位到達情報の伝達 氾濫危険水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。 2非常時の伝達体制 <table><tr><td>伝達機関</td><td>関係機関措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社 (施設指令、北陸広域鉄道部施設課)</td><td>連絡員派遣</td></tr></table> 第9節住民等避難対策 第1避難指示の発令 1避難情報の実施者 (略)	伝達機関	関係機関措置	(略)	(略)	西日本旅客鉄道株式会社 (施設指令、北陸広域鉄道部施設課)	連絡員派遣	県管理河川に洪水予報河川が無いため削除 水防法との整合を図る。また氾濫危険水位の語が一般化しているため。 県地域防災計画の改定に伴う修正 水防法との整合を図る。また氾濫危険水位の語が一般化しているため。 県地域防災計画の改定に伴う新設
伝達機関	関係機関措置													
(略)	(略)													
西日本旅客鉄道株式会社 (施設指令、(追加))	連絡員派遣													
伝達機関	関係機関措置													
(略)	(略)													
西日本旅客鉄道株式会社 (施設指令、北陸広域鉄道部施設課)	連絡員派遣													

		実施責任者	措置	実施の基準			実施責任者	措置	実施の基準	
	高齢者等避難	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。		高齢者等避難	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	
	<u>避難指示</u>	<u>市長又は知事</u> <u>(災害対策基本法第 60 条)</u>	<u>立退きの指示及び立退き先の指示</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	令和 3 年 5 月災害採択基本法改正に伴う削除
	避難 <u>の</u> 指示等	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	緊急安全確保の伝達	災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。		避難 <u>(削除)</u> 指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	
		知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。			知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	
		知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。			市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条) 〔知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別の必要があると認められるとき。	
		警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第 61 条・警察官職務執行法第 4 条)	立退きの指示及び立退き先の指示 警告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。			警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第 61 条・警察官職務執行法第 4 条)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。	現状に合せて修正
		自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。			自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	
(略)	<u>(新設)</u>				(略)	<u>また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性がある」と判断される場</u>				

(略) <u>(新設)</u>		<u>合には、「高齢者等避難」を発令するものとする。</u> (略) <u>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u>		県地域防災計画の内容を反映
第 10 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営		第 10 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営		
第 1 業務の内容		第 1 業務の内容		
3 管理・運営体制		3 管理・運営体制		国の防災基本計画修正に伴う新設
(略) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>(追加)</u> 外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。		(略) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>N P O ・ ボランティア等の</u> 外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。		
第 17 節 水防活動		第 17 節 水防活動		
第 1 業務の内容		第 1 業務の内容		国の防災基本計画修正に伴う文言を追加
5 市民に対する高齢者等避難、避難指示の発令		5 市民に対する高齢者等避難、避難指示の発令		
国・県は、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、<u>特別警戒</u>水位到達情報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。		国・県は、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、<u>氾濫危険</u>水位到達情報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。		
第 2 各主体の役割		第 2 各主体の役割		水防法との整合を図る。また氾濫危険水位の語が一般化しているため。
2 国・県		2 国・県		
イ 洪水予報や水防警報、<u>特別警戒</u>水位到達情報の通知		イ 洪水予報や水防警報、<u>氾濫危険</u>水位到達情報の通知		
第 30 節 応急住宅対策		第 30 節 応急住宅対策		災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）が
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
(略) 事後 1 箇月以内（10 日以降）	(略) 被災戸数の確定 供与対象者の選定 <u>応急修理</u>	(略) 事後 1 か月以内（10 日以降）	(略) 被災戸数の確定 供与対象者の選定 <u>(削除)</u>	

(略)

事後 1 箇月以内（20 日以内）

仮設住宅の建設着工

第 1 応急仮設住宅

2 応急仮設住宅の建設

(6) 建設工事

ア（略）

イ 県及び市は応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会（追加）等に対して協力を要請する。

第 2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) ～(2)（略）

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として 1 か月以内（追加）に完了するものとする。（略）

第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第 3 生活必需品の供給

2 各機関の調達体制

機 関 名	実 施 内 容
(略)	(略)
農 林 水 産 省 農産局	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農産局 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

第 4 輸送体制

ア～エ（略）

（新設）

(略)

発災から 3 か月以内

被災住宅の応急修理

第 1 応急仮設住宅

2 応急仮設住宅の建設

(6) 建設工事

ア（略）

イ 県及び市は応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

第 2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) ～(2)（略）

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として 3 か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては 6 か月以内）に完了するものとする。（略）

第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第 3 生活必需品の供給

2 各機関の調達体制

機 関 名	実 施 内 容
(略)	(略)
農 林 水 産 省 農産局長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農産局長 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局長は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

第 4 輸送体制

ア～エ（略）

オ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

改正されたため

県が新たに協定締結したため

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

農林水産省組織改編に伴う修正

国の防災基本計画修正に伴う新設

改正されたため

県が新たに協定締結したため

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

農林水産省組織改編に伴う修正

国の防災基本計画修正に伴う新設

第 5 其他 1 要配慮者に対する配慮 ア 食事に対する配慮 避難所開設直後は、あらかじめ備蓄されている食料を緊急に提供することになるが、高齢者、障害者、乳幼児などに対しては、できる限り柔らかい食事、温かい食事など、個々に応じた提供の仕方を工夫する。 また、<u>(追加)</u> アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者 <u>については、適切な食事（減塩、低カリウム等）の提供に配慮する。</u> 第 47 節 輸送 第 6 緊急交通路の確保 4 輸送手段 (3) ヘリコプターによる輸送 (略) なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機 <u>(追加)</u> の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署 <u>(追加)</u> を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 <u>(新設)</u> 第 48 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索 第 2 行方不明者の搜索 2 行方不明者の調査 (1) 行方不明者等の調査 県警察本部は、行方不明者等の調査に当たる者は、救出救助活動、検視活動等他の警察活動との連携を図り、行方不明者等の発見に努めるものとする。 <u>(新設)</u> (3) 安否不明者 <u>等</u> の氏名等公表	第 5 其他 1 要配慮者に対する配慮 ア 食事に対する配慮 避難所開設直後は、あらかじめ備蓄されている食料を緊急に提供することになるが、高齢者、障害者、乳幼児などに対しては、できる限り柔らかい食事、温かい食事など、個々に応じた提供の仕方を工夫する。 また、<u>市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものし、アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者へ適切な食事（減塩、低カリウム等）の提供に配慮する。</u> 第 47 節 輸送 第 6 緊急交通路の確保 4 輸送手段 (3) ヘリコプターによる輸送 (略) なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機 <u>及び無人航空機</u> の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署 <u>(航空運用調整班)</u> を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u> 第 48 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索 第 2 行方不明者の搜索 2 行方不明者の調査 (1) 行方不明者等の調査 <u>ア</u> 県警察本部は、行方不明者等の調査に当たる者は、救出救助活動、検視活動等他の警察活動との連携を図り、行方不明者等の発見に努めるものとする。 <u>イ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> (3) 安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の氏名等公表	国の防災基本計画修正に伴う修正 国の防災基本計画修正に伴う修正 国の防災基本計画修正に伴う新設 国の防災基本計画修正に伴う新設
--	---	---

第 2 節 融資・貸し付け等による経済的再建支援		
第 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付		
1 災害弔慰金 (1) 対象災害 ア～イ（略） ウ 県内において災害救助法（追加）が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害及びイと同等と認められる特別の事情がある場合の災害 エ 災害救助法（追加）が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 3 災害援護資金 (1) 貸付対象者及び貸付限度額 市は、条例の定めるところにより県内において災害救助法（追加）による救助が行われた市町村が 1 以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付を行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。		
第 2 節 融資・貸し付け等による経済的再建支援		
第 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付		
1 災害弔慰金 (1) 対象災害 ア～イ（略） ウ 県内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害及びイと同等と認められる特別の事情がある場合の災害 エ 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 3 災害援護資金 (1) 貸付対象者及び貸付限度額 市は、条例の定めるところにより県内において災害救助法第 2 条第 1 項による救助が行われた市町村が 1 以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付を行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。		災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため
		災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため